

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年4月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100463 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200001 号

第 1 結論

昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの請求期間及び昭和 62 年 1 月から同年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 37 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 10 月まで

私は、昭和 61 年 4 月に会社を退職後、A 国に留学することになっていたが留学前に父親に頼んで国民年金の加入手続を行ってもらった記憶がある。請求期間①及び②の保険料については、留学中も含め、当時、B 市に住んでいた父親が納付してくれていたはずなのに、年金記録では請求期間①及び②について、保険料を納付した記録になっていないので、調査をして、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 10 月頃に払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、この際に、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 61 年 4 月 27 日まで遡って強制加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

また、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金被保険者資格については、2 回の記録整備が行われていることが確認でき、1 回目は、昭和 63 年 10 月 13 日付けで、厚生年金保険被保険者期間に合わせて、昭和 62 年 12 月 15 日に国民年金被保険者資格を喪失し、昭和 63 年 4 月 1 日に取得する事務処理が行われ、2 回目は、平成元年 3 月 17 日付けで、昭和 62 年 1 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、昭和 62 年 11 月 5 日に取得する事務処理が行われている。この一連の事務処理の結果、請求期間②は、現在、未加入期間とされているものの、2 回目の記録整備が行われるまで、請求者は、請求期間②においても、国民年金の被保険者であったこととなる。

2 しかしながら、上述の加入手続時期（昭和 62 年 10 月頃）を基準とすると、請求期間①の保険料については過年度保険料として、請求期間②の保険料については、2 回目の記録整備が行われるまでは、現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、請求期間①及び②の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、請求者に係る加入手続及び請求期間①及び②に係る保険料納付の詳細は不明である。

3 請求者は、昭和 61 年 4 月頃から A 国に留学することになったため、父親に頼んで、留学前に国民年金の加入手続を行ってもらったとしているところ、上述のとおり、請求者に係る加入手続は昭和 62 年 10 月頃に行われたとみられることから、請求者の陳述とは相違している。

また、B 市は、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の記録はないと回答しており、上述のとおり、父親は既に亡くなっていることから、請求者の主張する時期に加入手続が行われたかどうかについて、うかがい知ることができない。

さらに、上述のとおり、請求者の国民年金被保険者資格喪失日を昭和 62 年 12 月 15 日とする事務処理が行われているところ、当該事務処理については、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得してから 1 年近く経過した昭和 63 年 10 月 13 日の記録整備において行われている上、請求期間①直後及び②前後の保険料は、全て過年度保険料として記録されているなど、必要な届出及び保険料納付がその都度行われていなかったことが見受けられる。

4 請求期間①については、B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間①直後の昭和 61 年 7 月から請求期間②直前の同年 12 月まで及び請求期間②直後の昭和 62 年 11 月の保険料については、過年度保険料として遡って納付（納付日は不明）されており、現年度保険料として納付が行われるようになったのは、昭和 63 年度からであることが確認できる。

また、上述のとおり、i) 父親は必要な届出及び保険料納付をその都度行っていないことが、ii) 過年度保険料については、請求期間①直後の昭和 61 年 7 月分から納付されていること、iii) 昭和 63 年 10 月 13 日に 1 回目の記録整備が行われていることなどを踏まえると、父親は、1 回目の記録整備が行われた昭和 63 年 10 月頃から、初めて未納の解消に努めたものと推察される。しかし、この頃には、請求期間①の保険料については、既に 2 年の時効が成立していたため、父親は請求期間①の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

5 請求期間②については、上述のとおり、2 回目に行われた記録整備において、当初、強制加入被保険者とされていた記録を、遡って未加入期間とする事務処理が行われているところ、i) 請求者は、請求期間①及び②当時、A 国に留学していた旨陳述していること、ii) C 機関から提出された日本人出帰国記録によると、請求者は、昭和 61 年 5 月 4 日に出国し、昭和 62 年 9 月 5 日に帰国していることが確認できること、iii) 海外在住期間については、任意加入被保険者に該当する可能性があり、該当する事由が生じた時点から届出しなければ、

任意加入被保険者として国民年金に加入することができないことなどから、この2回目に行われた記録整備については、請求者が海外に留学していたことを理由として行われた可能性がうかがえる。

また、この2回目に行われた記録整備に係る手続はB市で行われたものとみられるところ、戸籍の附票により、請求期間①及び②当時において、請求者の住所登録は実家であるB市に定められたままであり、請求者が海外に在住していたことを、同市が届出なく把握することは通常考え難いことを踏まえると、この記録整備については、父親から、請求者が海外に在住していたとの情報があった上で行われるに至ったことが推し量られる。

さらに、この2回目に行われた記録整備について、日本年金機構は、事務処理内容から推察すると、請求者について、海外在住期間があったことが判明したため、記録整備の時点で既に保険料を納付していた期間については、そのまま納付記録とし、保険料が未納であった期間については、将来的に海外在住者に係る合算対象期間として扱えるよう、未加入期間として処理した可能性が考えられる旨回答している。

以上のことを踏まえると、父親は、請求期間②について、B市から海外在住者に係る事務取扱いの説明を受けた後、当該期間が未加入期間として取り扱われることを了知した上で、保険料を納付しなかった可能性も否定できない。

6 このほか、請求期間①及び②については、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、保険料が納付された形跡は確認できず、保険料が還付された形跡も見当たらない上、父親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

7 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100397号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2200002号

第1 結論

昭和36年4月から昭和38年3月までの請求期間及び昭和40年6月から昭和47年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和38年3月まで
② 昭和40年6月から昭和47年2月まで

私の国民年金の加入手続については、詳しいことは分からないが、婚姻した昭和36年4月頃にA市役所で夫が行ってくれたはずである。保険料については、私が、毎月来ていた町内会の集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた記憶があるし、私自身もA市B町(昭和44年8月から居住)に住んでいた時に1年ほど集金人をしてきた記憶もある。しかし、年金記録では請求期間①及び②について、保険料が未納とされているので、調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和38年2月又は同年3月頃にA市において払い出されたものと推認されることから、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われ、この際に昭和35年10月1日に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられ、以降、請求者は、請求期間①及び②において、国民年金の被保険者であったことが確認できる。また、請求者の夫についても、同時期に国民年金に係る事務処理が行われており、資格取得年月日が請求者と同じであることから、請求期間①及び②において、国民年金の被保険者であったことが確認できる。

このため、請求者は、請求期間①及び②に係る夫婦二人分の保険料を納付することが可能であった。

- 2 請求者は、夫が昭和36年4月頃に加入手続を行った旨陳述しているところ、加入手続を行ったとする夫は既に亡くなっていることから、加入手続の詳細は不明である。
- 3 請求者は、昭和36年4月以降、保険料は自身が夫婦二人分を毎月納付していた旨陳述しているものの、上述の加入手続時期(昭和38年2月又は同年3月頃)

に初めて被保険者資格を取得していることから、請求者は、当該加入手続時期以降でなければ、夫婦二人分の保険料を現年度保険料として毎月納付することができなかったものとみられる。

また、上述の加入手続時期を基準とすると、請求者は、請求期間①に係る夫婦二人分の保険料を過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、請求者は、遡って納付した記憶はない旨陳述している。

4 請求期間②について、請求者は、事情があつて住所を何回か転居したと陳述しているところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、i) 請求期間②の始期である昭和40年6月から昭和41年12月までの期間に、「時効消滅」の記載が確認できること、ii) 当該台帳において、住所変更の記載は確認できない上、欄外には「43 不在被保険者台帳」と記載されていること、iii) 当該記載について、日本年金機構は、昭和43年頃に不在被保険者とされたことを示すものと考えられ、不在被保険者に該当している期間は、納付対象者とはならない旨回答していること、iv) 請求者の夫に係る国民年金被保険者台帳についても、請求者と同様の記載があることなどを考え合わせると、請求者が請求期間②に係る夫婦二人分の保険料を納付していたとは考え難い。

5 請求者は、自身がA市B町に居住していた昭和44年8月以降、1年ほど集金人をしてきた記憶があること及び、請求期間②に係る毎月の保険料については、年々高額になっていき8,000円、1万円、1万2,000円又は1万5,000円といった金額を納付していた旨陳述しているものの、請求期間②の終期に当たる昭和46年度の毎月の保険料額は450円であり、請求者の記憶する保険料額とは大きく相違している。

6 国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

7 請求者夫婦それぞれに係るA市の国民年金被保険者名簿においても、住所変更の記載は確認できず、オンライン記録と同様に昭和38年4月から昭和40年5月までが納付とされているのみで、請求期間①及び②の納付記録は確認できない。

また、請求期間①及び②は合計105か月に及んでおり、行政においてこれだけ長期間にわたり、記録が遺漏するとは考え難く、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたと推認する事情は見当たらない。

8 請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

9 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100487 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200003 号

第 1 結論

昭和 57 年*月から昭和 60 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 37 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 57 年*月から昭和 60 年 9 月まで

私は、昭和 55 年から A 市に転居（平成 2 年 10 月 21 日）するまで B 町に住んでいたが、請求期間の住民票は C 市と B 町を異動させていた。請求期間当時には、年金手帳や国民年金保険料の納付書を見たことはなく、国民年金に加入したことも知らなかったため誰が加入手続を行ったかは分からない。

昭和 60 年 9 月に婚姻したが、しばらくして私に国民年金保険料の未納のお知らせが届いたので、夫に相談してはじめて保険料を納付しなければいけないのだと分かった。相談後、時期ははっきり覚えていないが、夫から請求期間の保険料は B 町役場でまとめて納付した旨を聞き、20 万円ぐらいの大金だったことから、夫に対して感謝の気持ちを口にしたことを覚えている。

その後、未納のお知らせが一度も届いていないのは、請求期間の保険料は納付済みであって、2008 年（平成 20 年）に届いた「ねんきん特別便」でも、請求期間については未納の表示がされていなかった。また、同年に年金事務所へ 3 号記録のことで訪れた際にも請求期間については、未納があるとは説明を受けていないのに、59 歳頃に届いた「ねんきん定期便」の記録が未納とされているのは、請求期間当時、未納だった B 町の記録に上書きされたからではないかと考えているので、請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 3 月 5 日に C 市で払い出され、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 57 年*月まで遡って強制加入被保険者として被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。また、請求者は、昭和 60 年 9 月*日の婚姻を契機に、同日付で国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者に該当（以下「種別変更」という。）し、その翌日である昭和 60 年 9 月*

日付で任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、この一連の事務処理は、昭和 60 年 10 月 28 日に行われている。

また、上述の請求者が主張する婚姻後の最も早い時点（昭和 60 年 9 月 * 日）を基準とすると、請求期間のうち、昭和 58 年 7 月から昭和 60 年 9 月までの保険料については、2 年の時効が成立しておらず、当該期間の保険料を夫が現年度保険料及び過年度保険料として納付することが可能であった。

また、戸籍の附票によると、請求者は、20 歳頃 C 市に住所を定めていたが、その後、B 町、再度 C 市へと請求期間中は住所を移しており、婚姻を契機に再び B 町に住所を定めていることが確認できる。

2 請求期間に係る請求者の保険料を納付したとする夫は、時期ははっきり覚えていないが、勤務先の賞与が支給された後、金融機関か郵便局で自身の口座から未納保険料分に相当する金額を引き出し、請求期間の保険料をまとめて B 町役場の窓口又は同町役場内にあった D 銀行で納付したと陳述しており、B 町は昭和 52 年 4 月 1 日から庁舎内には D 銀行 E 支店があり、収納事務を行っていたため請求期間当時は、国民年金の保険料を納付することは可能であった旨回答している。

3 しかしながら、請求者は請求期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、夫が請求期間当時から口座を開設していたとする金融機関及び郵便局は、昭和 60 年 9 月から平成 2 年 10 月までの期間に係る預金取引履歴等は復元できず、領収済通知書も保管していないと回答している。

また、上述の婚姻後の最も早い時点（昭和 60 年 9 月 * 日）を基準とすると、請求期間のうち、昭和 57 年 * 月から昭和 58 年 6 月までについては、既に 2 年の時効が成立しており、保険料を納付することはできない。

4 請求者は、夫が B 町で保険料を納めた後に未納のお知らせが一度も届いていないのは、請求期間の保険料は納付済みであり、2008 年（平成 20 年）に届いた「ねんきん特別便」でも、請求期間については未納の表示がされていなかったとし、同年に年金事務所へ 3 号記録のことで訪れた際にも請求期間については、未納があるとは説明を受けていないのに、59 歳頃に届いた「ねんきん定期便」の記録が未納とされているのは、請求期間当時、未納だった B 町の記録に上書きされたからではないかと疑念を抱いているところ、i) 日本年金機構は、保険料について、2 年の時効が成立している期間については納付勧奨を行わない旨回答していること、ii) 2008 年発行の「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の様式には、保険料の未納期間を表示する欄はなく、「国民年金の納付状況について」の説明書きにおいて、未納月数は、国民年金の加入月数の合計から納付済等月数の合計を減じると記載されていること、iii) 請求者に係る第 3 号被保険者記録（事務処理は平成 20 年 8 月 8 日）に関する資料を確認したところ、同日 14 時 20 分に印字された種別変更事務処理前のオンライン納付記録は、昭和 57 年 * 月から昭和 60 年 9 月までの期間及び昭和 61 年 4 月から平成元年 1 月までの期間は未納とされていたところ、同日 14 時 31 分に印字された種別変更事務処理後の納付記録でも、昭和 57 年 * 月から昭和 60 年 9 月までの

期間は未納とされている。なお、未納とされていた昭和 61 年 4 月から平成元年 1 月までの期間については特例第 3 号被保険者に変更されており、これらの事務処理に不自然な点は見受けられず、当該種別変更前後においても請求期間は未納であり、請求期間の記録が上書きされたものとは導き出せない。

5 上述の種別変更が行われたのは、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、記録誤り等があるとは考え難く、請求者が主張している、59 歳頃に「ねんきん定期便」が届くまで一度も未納のお知らせが届かなかったことをもって、請求期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

6 上述のとおり、戸籍の附票から確認できる請求期間当時の住所地である C 市及び B 町は、請求者に係る当時の資料は保管がないと回答している上、請求者が平成 3 年 9 月から居住していた F 町（現在は、A 市）における請求者の国民年金被保険者カードを確認しても、請求期間の大部分（昭和 57 年*月から昭和 60 年 8 月まで）の期間については未納と記載されていることが確認できる。

また、国民年金被保険者に対する納付勧奨についても、日本年金機構は、請求期間の未納保険料に係る納付勧奨及び納付書発行に係る資料は、保管期限経過のため保管されていないと回答し、C 市は、資料がないため不明と回答しているところ、B 町及び A 市は、請求期間当時から広報誌へ納付勧奨について定期的に掲載し、過年度保険料の納付も可能である旨を載せていたとしているが、具体的な手続及び納付方法は不明と回答している。

これらのことから、請求期間の保険料を夫が納付したとする状況の詳細は確認できず、請求期間の保険料が現年度保険料及び過年度保険料として納付されていたとする事情は見いだせない。

7 国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和 57 年 3 月 5 日に C 市で払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

8 このほか、夫が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

9 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。